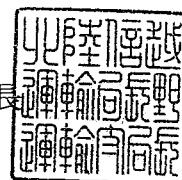




長運整第76号の3  
令和2年4月23日

自動車整備事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長



「自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び  
標準処理期間について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し(令和2年4月17日付け北信技整第58号)のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技整第58号  
令和2年4月17日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長自動車技術安全部長

「自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間  
について」の一部改正について

標記について、自動車局整備課長から別紙写し（令和2年4月1日付け  
国自整第4号）のとおり通達があったので了知されるとともに、遺漏のな  
いよう取り扱われたい。



国自整第4号  
令和2年4月1日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長

「自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について」の一部改正について

標記について、今般、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されたい。  
なお、関係団体あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

国自整第4号の2  
令和2年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長  
日本自動車車体整備協同組合連合会会長  
全国自動車電装品整備商工組合連合会会長  
全国タイヤ商工協同組合連合会会長

殿（単名各通）

国土交通省自動車局整備課長

「自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましても、傘下会員に対し、自動車特定整備事業の認証等の申請に当たり、参考とされるよう周知方お願い致します。

「自動車分解整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について」（平成6年8月22日付け、自整第216号）の一部改正について  
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第216号 平成6年8月22日</p> <p>地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車局整備課長</p> <p>自動車<u>特定</u>整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>行政手続法（平成5年法律第88号）については、本年10月1日から施行される予定となっているが、その施行に先立ち、認証、認定及び指定の審査に係る審査基準・標準処理期間（以下「審査基準等」という。）の設定及び公表（同法第5条及び第6条）を本年9月1日から前倒して実施することとなった。</p> <p>このため、審査基準等を別紙のとおり定めたので、貴局管内の<u>運輸監理部又は運輸支局</u>に対し周知されたい。</p> <p>また、審査基準等の公表については、申請者等の利便性、事務の効率性等を勘案して、個別法令及び通達ごとに取りまとめ、ファイルしたものを窓口に備え付ける等、運輸局等の担当課により、適切に行われるよう徹底されたい。</p> <p>なお、<u>(一社)</u>日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車<u>特定</u>整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>自動車<u>特定</u>整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業</p>	<p style="text-align: right;">国自整第216号 平成6年8月22日</p> <p>地方運輸局整備部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right;">自動車交通局技術安全部整備課長</p> <p>自動車<u>分解</u>整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <p>行政手続法（平成5年法律第88号）については、本年10月1日から施行される予定となっているが、その施行に先立ち、認証、認定及び指定の審査に係る審査基準・標準処理期間（以下「審査基準等」という。）の設定及び公表（同法第5条及び第6条）を本年9月1日から前倒して実施することとなった。</p> <p>このため、審査基準等を別紙のとおり定めたので、貴局管内の<u>陸運支局等</u>に対し周知されたい。</p> <p>また、審査基準等の公表については、申請者等の利便性、事務の効率性等を勘案して、個別法令及び通達ごとに取りまとめ、ファイルしたものを窓口に備え付ける等、運輸局等の担当課により、適切に行われるよう徹底されたい。</p> <p>なお、<u>(社)</u>日本自動車整備振興会連合会に対し、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>自動車<u>分解</u>整備事業の認証等の申請に係る審査基準及び標準処理期間</p> <p>自動車<u>分解</u>整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定及び指定自動車整備事業</p>

新	旧
<p>の指定の審査については、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、優良自動車整備事業者認定規則及び指定自動車整備事業規則の規定によるほか、次により行うものとする。</p> <p>I. 自動車特定整備事業の認証</p> <p>1. 審査基準</p> <p>次の通達に基づき審査するものとする。</p> <p>(1) 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について(昭和58.5.23自整第126号・自安第100号)」中3.の部分</p> <p>(2) 「<u>自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について(令和2.2.6国自整第276号)</u>」中第77条から第80条の部分 (削除)</p> <p>2. 標準処理期間</p> <p>1か月とする。</p> <p>II. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>1. 審査基準</p> <p>次の通達に基づきそれぞれ審査するものとする。</p> <p>(1) 一種整備工場及び二種整備工場の認定</p> <p>① 「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2.4.1国自整第353号)</u>」中別添2の部分</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について(昭和43.9.21自整第179号)」</p> <p>(2) 特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))</p> <p>① 「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について(依命通達)(令和2.4.1国自整第353号)</u>」中別添2の部分</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))の認定の取扱等について(昭和62.1.12地備第334号)」</p>	<p>の指定の審査については、道路運送車両法、道路運送車両法施行規則、優良自動車整備事業者認定規則及び指定自動車整備事業規則の規定によるほか、次により行うものとする。</p> <p>I. 自動車分解整備事業の認証</p> <p>1. 審査基準</p> <p>次の通達に基づき審査するものとする。</p> <p>(1) 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について(昭和58.5.23自整第126号・自安第100号)」中3.の部分</p> <p>(2) 「<u>自動車分解整備事業認証業務資料の送付について(昭和26.10.10自整第47号)</u>」中第77条から第80条の部分</p> <p>(3) 「<u>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正について(昭和56.12.3自整第220号)</u>」</p> <p>2. 標準処理期間</p> <p>1か月とする。</p> <p>II. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>1. 審査基準</p> <p>次の通達に基づきそれぞれ審査するものとする。</p> <p>(1) 一種整備工場及び二種整備工場の認定</p> <p>① 「<u>優良自動車整備事業者認定規則の運用について(昭和42.1.21自整第7号)</u>」</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等について(昭和43.9.21自整第179号)」</p> <p>(2) 特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))</p> <p>① 「<u>優良自動車整備事業者認定規則の運用について(昭和42.1.21自整第7号)</u>」</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場(車体整備作業(一種)及び車体整備作業(二種))の認定の取扱等について(昭和62.1.12地備第334号)」</p> <p>(3) 特殊整備工場(電気装置整備作業)</p>

新	旧
<p>(3) 特殊整備工場（電気装置整備作業）</p> <p>① 「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和2.4.1 国自整第353号）</u>」中別添2の部分</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について（昭和63.7.7 地備第197号）」</p> <p>(4) 特殊整備工場（タイヤ整備作業）</p> <p>① 「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）（令和2.4.1 国自整第353号）</u>」中別添2の部分</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について（昭和63.7.7 地備第198号）」</p> <p>2. 標準処理期間 1か月とする。</p> <p>Ⅲ. 指定自動車整備事業の指定</p> <p>1. 審査基準 Ⅱ-1-(1)による他、「<u>自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（令和2.4.1 国自整第353号）</u>」中別添3の部分に基づき審査するものとする。</p> <p>2. 標準処理期間 1～1.5か月とする。</p>	<p>① 「<u>優良自動車整備事業者認定規則の運用について（昭和42.1.21 自整第7号）</u>」</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（電気装置整備作業）の認定の取扱等について（昭和63.7.7 地備第197号）」</p> <p>(4) 特殊整備工場（タイヤ整備作業）</p> <p>① 「<u>優良自動車整備事業者認定規則の運用について（昭和42.1.21 自整第7号）</u>」</p> <p>② 「優良自動車整備事業者の特殊整備工場（タイヤ整備作業）の認定の取扱等について（昭和63.7.7 地備第198号）」</p> <p>2. 標準処理期間 1か月とする。</p> <p>Ⅲ. 指定自動車整備事業の指定</p> <p>1. 審査基準 Ⅱ-1-(1)による他、「<u>指定自動車整備事業規則等の取扱いについて（昭和46.3.31 自整第91号）</u>」に基づき審査するものとする。</p> <p>2. 標準処理期間 1～1.5か月とする。</p>